

〈公文書公開請求と保有個人情報開示請求の違い〉

1 公文書公開請求（情報公開制度）

- ・ 県が保有する公文書を、皆様からの請求を受けて公開する制度です。
- ・ 個人や団体を問わず、どなたでも請求することができます。
- ・ 同一の内容、同一の公文書の請求に対しては、それがどなたからの請求であっても、同一の情報（※）が開示されます。

※ 請求者ご本人の氏名など、請求者であれば知り得ている情報であったとしても、第三者からの請求であると同じく、「特定の個人を識別することができる情報」として非公開となります。（下記具体例◎を参照）

2 保有個人情報開示請求（個人情報保護制度）

- ・ 県が保有する公文書に記載された個人情報を、ご本人からの請求により開示する制度です。
- ・ 請求できる方は、その個人情報のご本人、未成年者や成年被後見人がご本人の場合の法定代理人、ご本人から委任を受けた代理人（任意代理人）に限られます。請求時にはご本人や代理人の身分確認が必要となります。
- ・ 請求をしたご本人の個人情報については、法律上不開示となる部分を除いて開示されます。

【具体例での比較：「私（〇〇）がした申請に関する文書」と請求する場合】

◎「公文書公開請求」の場合

どなたでも請求でき、誰にでも同じ情報を公開するルールであるため、県が「その情報が存在する、存在しない」と答えるだけで、「〇〇さんが申請に関わっているか否か」という個人情報を第三者にも公開することにつながってしまいます。そのため、たとえご本人からの請求であっても、公文書の有無そのものを答えない決定（存否応答拒否）となります。

◎「保有個人情報開示請求」の場合

ご本人からの請求であるため、その記録が記載された公文書が県に存在していれば、法律上不開示となる部分を除いて、ご本人の情報は原則として開示されます。

知りたい情報が得られない事態を防ぐため、事前に県の担当課へ「どのような方法で情報を入手できるか」を問い合わせることで、手続きが円滑に進みます。

それぞれの手続の違いの整理

項目	公文書公開請求	保有個人情報開示請求
根拠制度	情報公開制度	個人情報保護制度
請求できる方	どなたでも	・ 個人情報のご本人 ・ 個人情報のご本人である未成年者や成年被後見人の法定代理人 ・ 個人情報のご本人から委任状などで委任を受けた代理人（任意代理人） ※請求や開示の際にご本人や代理人の身分確認をさせていただきます。
開示内容の主な違い	個人情報は原則として非公開となります。 （請求者ご本人の情報であっても不開示となります。）	請求者ご本人の個人情報が開示されます。 （請求者以外の方の個人情報は原則不開示となります。）